

EDIサービス契約約款

平成21年4月

三菱電機情報ネットワーク株式会社

目次

第1章 総則	1
第1条(約款の適用)	1
第2条(約款の変更)	1
第3条(用語の意味)	1
第2章 契約	1
第4条(契約の単位)	1
第5条(契約の申込)	1
第6条(申込の承諾)	1
第7条(契約変更の申込)	2
第8条(契約変更の承諾)	2
第9条(契約に基づく権利の譲渡)	2
第10条(契約者の地位の承継)	2
第11条(契約者の氏名等の変更)	2
第12条(契約者が行う契約の解除)	2
第3章 回線接続装置の接続等	2
第13条(当社が提供する回線接続装置)	2
第14条(契約者の端末設備の接続検査等)	2
第15条(契約者の端末設備)	2
第4章 通信	3
第16条(取扱地域)	3
第17条(サービス時間)	3
第18条(利用の制限)	3
第5章 管理範囲	3
第19条(管理範囲)	3
第6章 設備の管理	3
第20条(設備修理又は復旧)	3
第7章 料金等	3
第21条(料金体系)	3
第22条(料金)	3
第23条(料金の計算方法)	4
第24条(料金の日割額)	4
第25条(料金支払義務)	4
第26条(料金等の請求及び支払)	4
第27条(利用停止時の料金減額措置)	4
第28条(金額の端数処理)	4
第8章 通信停止及び利用契約の解除等	4
第29条(通信停止)	4
第30条(契約の解除)	5
第9章 損害賠償	5
第31条(損害賠償)	5
第32条(免責)	5
第10章 雑則	6
第33条(延滞利息)	6
第34条(技術的事項)	6
第35条(協議)	6
第36条(消費税)	6
第38条(契約者情報の取扱い)	6
第39条(準拠法及び管轄裁判所)	6

EDI サービス契約約款

第1章 総則

第1条(約款の適用)

三菱電機情報ネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このEDIサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりEDIサービスを提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条(用語の意味)

この約款(別表を含む)の用語の意味は次のとおりとします。

用語	用語の意味
1.契約者	当社とEDIサービス契約を締結している者
2.電気通信設備	電気通信を行うための機器、線路その他の電気通信設備、電子計算機(電子計算機の本体、入出力装置及びその機器並びにこれらに使用されるコンピュータプログラム)
3.ビジネスプロトコル	交換するデータの構成規則(情報の種別、データフォーマット、項目表現方法)
4.EDI サービス	所定のビジネスプロトコルに従った取引関係を対象とした企業間データの交換を行う電気通信サービス
5.EDI サービスセンタ	EDI サービスを行なう為に当社が設置したデータ交換設備
6.通信回線	契約者が、自己の費用でEDI サービスセンタに接続する為に、当社または他の電気通信事業者により提供を受ける電気通信回線
7. 端末設備	EDI サービスを利用するため、契約者が通信回線に接続する電気通信設備
8. EDI-FAX サービス	EDI サービスの内、契約者が送信したデータを当社EDI センタでデータ変換して契約者の取引先企業のファクシミリに送信するサービス。
9. Web-EDI サービス	EDI サービスの内、契約者がHTTPS 手順で当社EDI センタと通信するサービス。
10.CIIデータ形式	CII(日本情報化推進機構)が定めたEDI標準に準拠したデータ形式
11.KVANデータ形式	CIIヘッダ、トレーラのみCIIIに準拠したデータ形式
12.透過データ	ファイルのデータ形式が任意のデータ形式
13. VAN 間接続	当社EDI サービスセンタと他のVAN 業者との間でのデータ交換。当社EDI サービス加入者が他VAN 加入者とデータ交換を行なう場合に実施される。

第2章 契約

第4条(契約の単位)

EDI サービスは、1加入者コード(財団法人日本情報処理開発協会産業情報化推進センタが管理する標準企業コード)毎に契約していただきます。

第5条(契約の申込)

EDI サービスの契約の申込みは、当社の定める契約申込書に次の事項を記載して当社の事業所に提出していただきます。

- (1)契約申込者の氏名(商号)、代表者、住所
 - (2)利用開始(設定希望日)年月日
 - (3)その他必要事項
2. 契約者が当社のインターネット接続サービスを利用する場合は、別途インターネット接続サービス契約を締結するものとします。

第6条(申込の承諾)

当社は、次の場合を除き、EDI サービス契約の申込を承諾します。

- (1)契約申込者がEDI サービスの料金等の支払いを怠り、又は怠る恐れがあるとき。

(2)当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき。

第7条(契約変更の申込)

契約者が次の事項について契約変更の申込をされる場合は、当社の定める契約申込書に必要事項を記入し、変更予定日の2ヶ月前(変更予定日を算入せず2ヶ月とする。2ヶ月前の当該日が土曜、日曜、祝日及び休日である場合は直前の当社営業日)までに当社の事業所に提出していただきます。

- (1)契約申込者の氏名(商号)、代表者、住所
- (2)通信回線の変更
- (3)その他の事項

第8条(契約変更の承諾)

契約変更の申込みがあったときは、当社の業務の遂行上、又は技術上著しい困難がある場合を除き、EDIサービスの変更を承諾します。

第9条(契約に基づく権利の譲渡)

EDIサービスの提供を受ける権利は譲渡できません。

第10条(契約者の地位の承継)

契約者において相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。

2. 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継日から6ヶ月(承継の日を算入せずに6ヶ月とする。6ヶ月後の当該日が土曜、日曜、祝祭日及び休日の場合は直前の当社営業日)以内に承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知していただきます。
3. 第1項の場合、相続により契約者の地位を承諾した人が2人以上あるときは、前項の期間内にそのうち1人を代表者と定め、書面によりその旨を通知して下さい。
4. 代表者の届けないときは、当社が代表者を指定させていただきます。代表者が定まった場合は、当社からの通知などは代表者宛にさせていただきます。

第11条(契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、商号、住所又は代表者に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知していただきます。

第12条(契約者が行う契約の解除)

契約者が契約を解除しようとするときは、解除しようとする3ヶ月前(解除する予定日を算入せず3ヶ月とする。但し、3ヶ月前の当該日が、土曜、日曜、祝祭日、休日である場合は、直前の当社営業日)までに書面によりその旨を当社に通知していただきます。

第3章 回線接続装置の接続等

第13条(当社が提供する回線接続装置)

契約者が、当社のインターネット接続サービスを利用する場合には、インターネット接続サービス契約約款に基づき提供致します。

第14条(契約者の端末設備の接続検査等)

当社は、契約者の端末設備に異常があるなど EDI サービスの提供に支障があり、必要と認めるときは、その端末設備の接続基準等に適合するかどうかの検査を行なうことがあります。契約者に正当な理由がある場合を除きこの検査を受けることを承諾していただきます。

2. 前項の検査を行なう場合は、当社の係員は所定の証明書を提示します。

第15条(契約者の端末設備)

当社の EDI サービスを利用できる端末設備の要件は別表第1号に定めるとおりとします。

第4章 通信

第 16 条(取扱地域)

EDI サービスの取扱い地域は日本国内とします。

第 17 条(サービス時間)

EDI サービスの営業時間は別途提示します。

第 18 条(利用の制限)

当社の EDI センタに設置しているデータ交換設備の保守上又は工事上やむをえないときは予めそのことを契約者に通知し、EDI サービスを停止することがあります。但し緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

2. 天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により EDI サービスを提供できない恐れが生じたときは、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 8 条並びに重要通信確保のため、EDI サービスを停止する措置をとることがあります。

第5章 管理範囲

第 19 条(管理範囲)

EDI サービスの管理範囲は別表第2号に定める通りとします。

第6章 設備の管理

第 20 条(設備修理又は復旧)

EDI サービスの利用中に契約者が異常を発見したときは、端末設備等に故障がないことを確認のうえ、当社に連絡していただきます。

- 2 当社の電気通信設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを知ったとき、当社は速やかにその設備を修理し、復旧します。

第7章 料金等

第 21 条(料金体系)

料金体系は次のとおりとします。

- (1)基本料金
- (2)データ交換料金
- (3)付加サービス料金

第 22 条(料金)

当社が提供する EDI サービス料金は別表3号に定める通りとします。

第 23 条(料金の計算方法)

料金は、前月 16 日から当月 15 日の1ヶ月分を当月分サービスとして算出します。

- 2 利用開始日(本稼動日)は申込請書に記載した利用開始日をもって利用を開始した日とみなします。
- 3 サービス開始した最初の月について利用開始日 16 日以外るとき、契約を解除した最後の月について解除日が 15 日以外るときはサービス提供日数に対応するように月額の基本料金の日割計算を行い、それを当該月分サービス基本料金とします。日割額については、第 24 条の規定に従うものとします。
- 4 データ交換料金については、当社が算定したデータ交換量に単価を乗じて得た額とします。

第 24 条(料金の日割額)

月額基本料金の日割額については、別表に示す基本料金額を暦日数で除したものを 1 日あたりの基本料金とします。

第 25 条(料金支払義務)

契約者が当社の提供する EDI サービスを申込み、当社がそれを引受けたときは第 22 条の規定による料金を申し受けます。

第 26 条(料金等の請求及び支払)

当月分サービス料金の請求は、当月末までに契約者宛に請求書を送付する形で行います。

- 2 契約者は、前項の料金等を請求月の指定する期日(翌月末)までに、予め定めた方法で御支払いいただきます。

第 27 条(利用停止時の料金減額措置)

当社の責任によって、契約者にサービスを提供できなかったときは以下に示す場合に限り、対応する料金額を月額基本料金から減額します。

- (1) 第 18 条に規定する利用の制限による通信停止が 12 時間以上連続するときは、その停止時間(12 の倍数である部分)に対応する月額基本料金
 - (2) 第 31 条に規定する損害賠償の対象となる停止が生じた場合は、その利用停止時間に対応する月額基本料金
- 2 前項の規定による減額料金については、第 24 条の規定を適用します。

第 28 条(金額の端数処理)

料金その他の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

第 8 章 通信停止及び利用契約の解除等

第 29 条(通信停止)

当社は、EDI サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、EDI サービスを停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても料金、延滞利息を支払わないとき。
 - (2) この規約の規定に違反する行為で、当社の業務遂行上又は当社の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引き続き停止します。

第30条(契約の解除)

- 第29条(通信停止)第1項の規定による提供停止期間を経過し、なお契約者が第29条第1項の各号のいずれかに該当する場合、当社はEDIサービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が第29条(通信停止)第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したときは、提供の停止をすることなくEDIサービス契約を解除することがあります。
 - 3 当社は契約者に次の各号の事由が一つでも生じた時には、契約者に対し何らの催告その他手続を要せずEDIサービス契約の全部または一部を解除する事が出来るものとします。
 - (1) この約款に違反したとき。
 - (2) 監督官庁から営業取消・停止などの処分を受けたとき。
 - (3) 手形交換所の不渡処分を受けた時、または支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
 - (5) 破産、特別清算、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始の申し立てを受けたとき、または申し立てを自らなしたとき。
 - (6) 解散(合併の場合を除く)の株主総会決議をしたとき。
 - (7) 財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 当社またはEDIサービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがあるとき。
 - (9) その他この約款の義務の履行が期待出来ないと認められる相当の事由があるとき。
 - 4 前項によりEDIサービス契約が解除された場合、当社は契約者に対して契約者の責によって被った損害賠償の請求を出来るものとします。

第9章 損害賠償

第31条(損害賠償)

- 当社は、EDIサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によってそのサービスの提供ができなかった為、契約者に損害を与えたときは、契約者に現実に発生した損害に限りそのことを当社に契約者から通知があった時刻(それ以前に当社がそのことを知った時はその時刻)から連続して12時間以上EDIサービスを利用できなかった場合に限り、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(12の倍数である場合に限る)に対応する基本料金の5倍に相当する額の範囲内でその損害賠償に応じます。ただし、基本料金の月額を賠償の限度額とします。
- 2 他の電気通信事業者の回線にその責めがある場合、当社から契約者に対する賠償は、他の電気通信事業者からの損害賠償額の範囲内とします。
 - 3 第1項に定める損害を契約者が損害の発生日から3ヶ月以内に当社に通知しなかった場合、当社は免責とします。
 - 4 天災、事変など不可抗力の場合は当社は免責とします。
 - 5 第18条第2項に定める重要通信の確保のための利用の制限が原因となる契約者の損害については、当社は免責とします。

第32条(免責)

- 当社は、第31条第1項に定める場合を除き、第31条第3項から第5項に定めるものの他、契約者がEDIサービスの利用により被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。ただし当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。
- 2 前項但書きにより、当社が責任を負担する場合は、別表第3号に定める基本料金の月額の範囲内で責任を負担するものとします。

第10章 雑則

第33条(延滞利息)

当社が提供する EDI サービスに関して契約者に対して請求した料金について、契約者が請求書に指定した期日までにその料金を支払わないときは、支払期日の翌日から起算して、支払った前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として御支払い頂きます。

第34条(技術的事項)

EDI サービスにおける技術的事項は、当社が契約者に別途提出する接続仕様確認書に記載した内容のとおりとします。

第35条(協議)

EDI サービス契約約款に記載されていない事項で EDI サービスを提供するうえで必要な細目事項については、契約者と当社で協議のうえ定めることとします。

第36条(消費税)

第22条に規定する料金は、消費税を含んでおりません。契約者に対しては、算定料金に消費税相当額を加算して請求します。

- 2 第26条に規定する請求書は、消費税を別枠で表示しております。
- 3 第33条に規定する延滞利息については、前2項の規定は適用しません。
- 4 第31条に規定する当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とします。

第37条(機密保持)

契約者および当社は、本サービスに関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を本サービスの存続期間中はもとより、本サービス終了後と言えども第三者に漏洩してはならないものとします。但し、公知の事実もしくは当事者が独自に知り得た事項についてはこの限りではありません。

第38条(契約者情報の取扱い)

当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ること、当社による電気通信サービスの提供、ならびにそれらのサービスの健全な運営を目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。

- 2 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。
 - (1) 契約者に対する電気通信サービスの提供義務
 - (2) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の提案業務
 - (3) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他営業促進活動業務
 - (4) 契約者の電気通信サービスの利用状況に関する分析業務
 - (5) 電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の開発業務
- 3 当社は、契約者から当社障害受付部門に対する電話による問合せ等をいただいた場合、サービス品質確保の為、通話内容を録音させていただいております。

第39条(準拠法及び管轄裁判所)

この約款は日本国の法律に準拠するものとし、この約款に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

附則

- 1 この約款は、平成10年1月16日より適用します。
- 2 この約款は、平成11年1月16日より適用します。
- 3 この約款は、平成11年9月16日より適用します。
4. この約款は、平成16年3月1日より適用します。
5. この約款は、平成16年4月1日より適用します。
6. この約款は、平成17年4月1日より適用します。
7. この約款は、平成18年9月1日より適用します。
8. この約款は、平成20年10月1日より適用します。
9. この約款は、平成20年12月1日より適用します。
10. この約款は、平成21年4月1日より適用します。

別表第1号<契約者の端末設備の要件>

1. 物理的条件、相互接続回路および電気的特性の条件

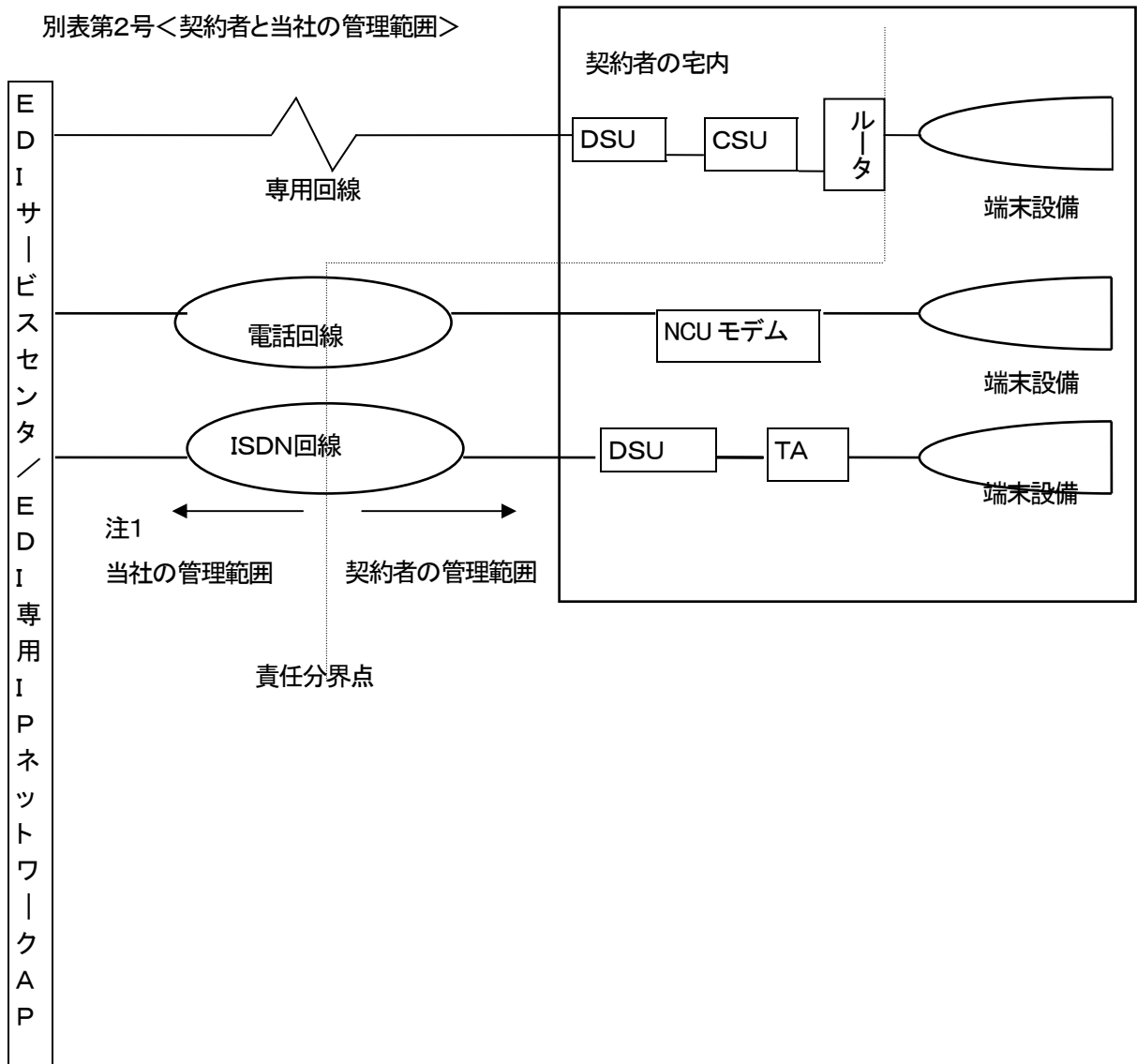
	物理条件	電気的特性
専用回線	15ピンコネクタ IS4903 準拠	ITU-T 勧告 X.21 準拠
電話回線	25ピンコネクタ IS 2110 準拠	ITU-T 勧告 V.28 準拠
ISDN回線	8ピンコネクタ IS 8877 準拠	ITU-T 勧告 I.431 準拠

2. 基本的な通信手順

全銀手順、TCP/IP(FTP、HTTPS)

契約者が EDI センタに接続する為に、当社が提供するインターネット接続サービスを利用する場合は、それぞれの契約約款に定める条件によります。

別表第2号<契約者と当社の管理範囲>



- <注1> 契約者が、他の電気通信事業者の通信回線を利用して EDI サービスセンターに接続する場合。但し、契約者の管理範囲に電話回線、ISDN回線の利用者の申請を含みます。
- <注2> 契約者が当社より、当社のインターネット接続サービスを利用して EDI サービスセンターに接続する場合は、それぞれの契約約款に定める管理範囲を適用します。
- <注3> 契約者が他社のインターネット接続サービスを利用して当社の EDI センタに接続する場合は、EDI サービスセンターの接続口までを契約者の管理範囲とします。

<凡例>

DSU: デジタルサービスユニット デジタル回線の回線終端装置の一種
 CSU: コミュニケーションサービスユニット ユーザ機器のインタフェース変換装置の一種
 TA: ターミナルアダプタ 端末アダプタ